

社会福祉法人 玉峰会
評議員、役員への報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉峰会定款第5条に規定する評議員、および第15条に規定する役員への報酬に関し、必要な事項を定める。

(評議員への報酬)

第2条 評議員については無報酬とする。

(理事、監事の報酬)

第3条 理事長は責任の重さに鑑み、月額20万円を支給する。

2 他の理事、監事については常勤理事も含め無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。